破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２９１号
高知市南はりまや町１丁目16番７号　ダイアパレスはりまや橋302号、住民票上の住所高知市朝倉己732番地４
債務者　福島　光紀
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３５９号
福井市花堂中１丁目13番10号　フレグランス花堂Ｂ105
債務者　吉田　奈央
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小前田　宙
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月８日午前11時50分
５　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
福井市花堂中１丁目13番10号　フレグランス花堂Ｂ105
債務者　吉田　由衣
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小前田　宙
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月８日午前11時50分
５　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
大分市牧１丁目11番17号　アメニティハイツ403
債務者　日髙　希嘉
１　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２２号
大分県別府市北浜１丁目１番17号
債務者　清松　　恵
１　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松川れい奈
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６３号
福岡県久留米市六ツ門町７番地24　ライオンズ六ツ門サンリヤンタワー1609号
債務者　茅島　祥史
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高松　直史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８５２号
神戸市垂水区西舞子４丁目10番23号
債務者　渡瀬　英治
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８号
宮城県大崎市松山金谷字向田88番地26
債務者　今野　　敦
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅原　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
茨城県稲敷市阿波1497番地１
債務者　青木　将樹
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　貝塚　　聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
大阪府和泉市黒鳥町２丁目８番45号
債務者　中岸　篤史
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
大阪府泉大津市寿町２番15号
債務者　志賀　　修
１　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中屋敷93番地１棟101号
債務者　戸鳴　澄枝
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　深見　早惠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６５３号
兵庫県西宮市津門大箇町８番39―101号
債務者　當麻　弘美
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芦原　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１８号
埼玉県東松山市六反町６番地28
債務者　芳賀　恵子
１　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井野　和幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５号
熊本市北区龍田陳内２丁目１番65号　キャッスル陣内201号
債務者　白石　幸作
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　光也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月９日午後２時
５　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９号
名古屋市西区稲生町５丁目71番地の４
債務者　武藤　達雄
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻　顕一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０号
名古屋市西区稲生町５丁目71番地の４
債務者　武藤　久子
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻　顕一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部